

新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン (上天草市教育委員会 学務課) 11. 05 改定

1 基本的な感染症対策

(2020. 9. 3 Ver. 4 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル)

(1) 健康観察の徹底（感染源を絶つこと）

ア 発熱等の風邪の症状がある場合には登校しないことを徹底すること。

イ 登校時の健康状態の把握を行うこと。

家庭において「健康状態カード」等を作成し、児童生徒の健康状態（体温 37.5 度以上・風邪の症状や倦怠感、息苦しさ等）を把握すること。

ウ 登校時に発熱等の風邪の症状がみられた場合は、保護者連絡等により帰宅させ、症状が無くなるまでは自宅で休養するよう指導すること。

※上天草市リスクレベル 3 +以上は、同居家族の健康状態も把握すること。

(2) 感染症対策の徹底（感染経路を絶つこと）

ア 手洗い

石鹼での手洗いやアルコールを含んだ手指消毒を励行すること。

イ 咳エチケット

マスクを着用し、咳エチケットを励行すること。なお、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合はマスクを外すこと。

ウ 清掃・消毒

校内施設設備等の衛生管理を徹底すること。また、清掃活動の充実により、清潔な環境を保つこと。

※ウイルスが付着しやすい机・ドアノブ・手摺・トイレのレバー・便座等及び備品他、ICT 機器等の共用の器具や用具の消毒

(3) 健康的な生活（免疫抵抗力を高めること）

ア 十分な睡眠、適度な運動及びバランスの取れた食事を行うよう指導すること。

2 集団感染リスクへの対応

(2020. 9. 3 Ver. 4 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル)

(1) 感染拡大防止の徹底（密閉・密集・濃厚接触）

ア 換気の徹底

サーキュレーター等を活用し、室内の十分な換気を行うこと。

※エアコン使用時においても十分な換気を行うこと。

イ 身体的距離の確保

人との間隔はできるだけ2m（最低1m）を基本とし、身体的距離を確保すること。

なお、座席の配置については、上天草市リスクレベル1から3+までは1mを目安に学級内で最大限の間隔をとること。また、上天草市リスクレベル4+以上は、可能な限り2m（最低1m）を確保すること。

ウ マスクの着用

間隔の確保が困難な場合は、マスク等の飛沫対策を講じること。また、近距離での会話や大声での発声ができるだけ控えること。なお、熱中症などの健康被害が発生するおそれがある場合はマスクを外すなど、熱中症対策を優先すること。

（2）注意喚起

ア 児童生徒に感染症や感染症予防に関する知識を周知すること。

・感染症予防対策（咳エチケット、こまめな手洗い・うがい、部屋の換気等）

・身体的距離を保つことの重要性他「新しい生活様式」等

3 感染症発生時の措置（学校関係者の感染）

（令和2年10月30日付 新型コロナウィルス感染症に関する県立学校の出席停止及び臨時休業等の基準）

（1）関係所管との情報共有

ア 保健所から学校に情報提供があった場合は、速やかに教育委員会に報告すること。

また、市長部局から教育委員会に情報提供があった場合は、学校へ通知すること。

イ 保健所の調査（感染者の行動履歴、濃厚接触者の特定調査等）に協力し、その指示については教育委員会に報告すること。

（2）臨時休業への対応

ア 臨時休業等に対応できる連絡体制を確保すること。（連絡網、メール、ライン等）

イ 臨時休業等が必要と判断される場合は、教育委員会の指示のもとに速やかに実施すること。

ウ 保護者に対し臨時休業に係る説明（臨時休業実施に関する説明及び児童生徒の生活諸注意等）を行うこと。なお、説明においては、児童生徒に動搖が生じないよう配慮すること。また、児童生徒及びその保護者並びに教職員の人権やプライバシー保護の観点から、個人情報の取り扱いには十分注意すること。

（3）臨時休業の基準・措置・期間（教育委員会判断）

ア 児童生徒及び教職員等（以下「学校関係者」という。）に感染が判明した場合

【措置】 当該校は速やかに臨時休業とし、全ての学校関係者を自宅待機とする。

【期間】 上天草市教育委員会が判断するまで。（保健所等からの助言を受けて）

イ 学校関係者の感染が疑われた場合(濃厚接触者又は接触者)

【措置】当該児童生徒・当該教職員等のみを自宅待機とし、感染が判明した時点でアの対応とする。

ウ 学校関係者の同居家族に感染が疑われた場合

【措置】当該児童生徒・当該教職員等のみを自宅待機とし、同居家族の感染が判明した場合は、イの対応とする。

◆感染者の判明

保健所が、学校関係者に対し、感染者又は濃厚接触者としてPCR法検査を受けることを決定した場合。また、学校関係者が、自ら感染の疑いにより病院を受診し、PCR法検査（LAMP法を含む）を受け、陽性が判明した場合。

◆臨時休校の判断

教育委員会は保健所の助言を受け、市内の新規確定患者数や感染経路が不明な新規確定患者数等、まん延の状況を判断する際に考慮すべき指標や学校における感染状況等を踏まえ、臨時休業の実施を総合的に判断します。また、感染経路が学校外で感染したことが明らかであって、他の児童生徒等に感染を広めているおそれが高い場合には、開校の継続や臨時休業の短縮等を検討します。

(4) 児童生徒の出席停止の基準（学校長判断）

ア 児童生徒等の感染が判明した場合→治癒するまで。

イ 児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合→濃厚接触をした日の翌日から二週間

ウ 濃厚接触者でない児童生徒がPCR検査を受けることが決定した場合→陰性と判明するまでの期間

エ 児童生徒等に発熱等の風邪の症状や息苦しさ、倦怠感、味覚障がい等の症状が見られる場合→症状が見られなくなるまで。

オ 海外から帰国し、政府から自宅待機を要請された場合→政府から要請された期間

カ その他、校長が出席停止を必要と認める場合→校長が必要と認める期間

キ 上天草市リスクレベル3+以上に該当する際、同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる場合→同居の家族に症状が見られなくなるまで。

(5) 教職員等の休暇の基準（学校長判断）

（令和2年4月9日付教人第57号　職員が新型コロナウイルスに感染した場合等の服務の取り扱いの一部改正）

ア 本人が罹患した場合（病気休暇）

イ 発熱等の症状がある場合（特別休暇）

- ウ 濃厚接触者である場合
 - ・教職員については、職務専念義務の免除又は在宅勤務
 - ・市職員については、職務専念義務免除
- エ 症状等はないが学校へ入れない場合（特別休暇又は在宅勤務）

4 学校の再開

（1）受け入れ準備

- ア 保健所の助言をもとに施設の消毒を行い、衛生管理の徹底を図ること。
(教育委員会が必要に応じ施設の消毒を行う。また、学校は開校前に消毒作業を行う。)
- イ 児童生徒及び教職員に対し感染拡大防止に向けた行動の徹底を周知すること。
- ウ 保護者に対し学校再開に向けた内容の説明を行うこと。

5 情報公開

（令和2年4月24日 県立学校及び市町村立学校で新型コロナウイルス感染者等が出た場合の公表方針）

新型コロナウイルス感染症発生に関する情報公開対応については、熊本県教育委員会が行うこととし、個人情報はもとより学校名についても公表しないこと。

6 新型コロナウイルス感染症に伴う差別やいじめ等への対応

（令和2年7月30日付上天教學第1059号 通知・新型コロナウイルス感染症の感染者等に対する偏見や差別の防止について 他 参照）

新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行い、偏見や差別が生じないよう十分な配慮を行うこと。また、児童生徒からの差別やいじめ等の相談に関しては、既に各学校で整備されている教育相談体制等を活用し、組織的な対応を行うこと。

7 児童生徒等の心のケアについて

（令和2年6月9日付上天教學第605号 通知・平成28年熊本地震及び新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒の心のケアの調査の実施について 参照）

児童生徒の中には、自分や家族も感染するのではないかとの不安や恐れを抱くなど、心理的なストレスを抱えている児童生徒が存在すると考えられることから、児童生徒の心のケアに引き続き努めること。また、学級担任によるきめ細やかな健康観察等から、児童生徒の状況を的確に把握するとともに、専門家の支援が必要な場合は、教育委員会と連携し対応すること。

8 その他

(1) 衛生管理用品の管理

マスク、アルコール、体温計等の衛生管理備品等を備蓄すること。

(2) 学校給食の実施

学校給食衛生管理基準の徹底を図り、感染予防に努めること。

(3) 連絡先等

ア 新型コロナウイルス感染等への対応について

学校関係者は発熱等の風邪の症状等がある場合は、自宅待機し、掛かり付けの病院等に電話で問い合わせを行うこと。

◇帰国者・接触者相談センター（天草地域新型コロナウイルス感染症電話相談窓口）

天草保健所（0969-23-0172）9：00～19：00

◇熊本県新型コロナウイルス感染症電話相談窓口（一般的な相談対応のみ）

熊本県健康危機管理課（096-333-2256）9：00～19：00

◇上天草総合病院（外来にて診断可能）（0969-62-1122）緊急外来 24 時間対応

職員が診察を受ける場合には、先に学校長を通じ教育委員会に相談すること。

イ 新型コロナウイルスに関する風評被害等への対応について

◇熊本地方法務局 天草支局（0969-22-2467）人権相談